

官公需適格組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例措置要領

第1 この要領は、県が発注する建設工事についての官公需適格組合の受注機会の確保を図るため、県において工事請負業者の資格を定める場合における官公需適格組合の総合点数の算定方法等に関する特例を設けることを目的とする。

第2 この要領において「官公需適格組合」とは、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合で、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明（以下「適格組合証明」という。）を受けているものをいう。

2 この要領において「審査対象者」とは、官公需適格組合（以下「組合」という。）が次の各号に該当する者のうちから当該組合の希望工事種別（建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年1月31日建設省告示第85号）第1第1号の1に規定する希望工事種別をいう。以下同じ。）ごとに指定した者をいう。この場合において、審査対象者の数は10を超えてはならないものとする。

- (1) 当該組合の組合員であること。
- (2) 当該組合の理事又は当該組合員の理事が役員になっている法人であること。
- (3) 当該希望工事種別に属する工事を施工することについての建設業法第3条の規定による許可及び当該許可に係る建設業を対象とする経営事項審査を受けている者であること。

- (4) 次のアからカまでに該当する事実があった後、2年を経過しない者でないこと。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

エ 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者。

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。

カ 上記アからオに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

第3 県が発注する建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格を定める場合の組合の総合点数の算定方法に関する特例については、次の各号に掲げるものとする。

(1) 経営事項審査点数

- ① 年間の希望工事種別平均完成工事高は、当該組合及び各審査対象者の年間平均完成工事高の和とする。
- ② 技術職員数及び希望工事種別平均元請完成工事高は、当該組合及び各審査対象者のそれぞれの和とする。
- ③ 自己資本額及び利益額は、当該組合及び各審査対象者のそれぞれの和とする。
- ④ 経営状況の点数は、当該組合及び各審査対象者の平均値（小数点以下第1位を四捨五入した点数）とする。
- ⑤ 社会性等の点数は、当該組合及び各審査対象者の平均値（小数点以下第1位を四捨五入した点数）とする。

(2) 県独自評点

県独自評点の各項目については、組合の実績及び状況について評価を行う。

第4 第3の規定は、組合の希望工事種別のうち当該組合が受けた適格組合証明に係る建設工事の種類に対応するものであって、かつ、同規定による特例の適用を希望する旨の申出をしたものについて適用するものとする。

2 前項の申出は、建設工事入札参加資格審査申請書提出時にあわせて、別紙様式1号「官公需適格組合に係る特例措置適用申請書」により、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 官公需適格組合証明書（写）
- (2) 「審査対象者（組合員）一覧表」（別紙様式2号）
- (3) 役員名簿
- (4) 組合員名簿
- (5) その他知事が必要と認める書類

第5 第3の規定の適用を受けて、入札参加資格があると認定された組合（以下「有資格組合」という。）又は同規定による特例の適用を希望する旨の申出をした組合は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならないものとする。この場合において、その届出が第4号に該当することとなった旨のものであるときは、当該事項を証明する証明書を添付して行うものとする。

- (1) 審査対象者が第2第2項各号に該当しなくなったとき。
- (2) 第4第2項第2号（別紙様式2号）に掲げる事項に変更があったとき。
- (3) 適格組合証明を取り消されたとき。
- (4) 適格組合証明の更新を受けたとき。

第6 知事は、有資格組合から第5第1号、第3号若しくは第4号に該当することとなった旨の届出があった場合において、必要があると認めるときは、入札参加資格の認定を変更するものとする。

附 則

この要領は、平成16年12月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年5月27日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年10月4日から適用する。

別紙様式1号（第4関係）

官公需適格組合に係る特例措置適用申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 許 可 番 号
住 所
商 号
代表者氏名

・ 年度建設工事入札参加資格審査申請時において、官公需適格組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例措置を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 官公需適格組合証明書（写）
- 2 審査対象者（組合員）一覧表（別紙様式2号）
- 3 役員名簿
- 4 組合員名簿
- 5 その他知事が必要と認める書類

別紙様式2号（第4関係）

審査対象者（組合員）一覧表

	商号	代表者	住所	電話番号
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※この様式には、組合を含む審査対象となる者について、全て記入すること。